

電子情報処理組織又は光ディスク
若しくはフレキシブルディスクによる請求に関する届

電子情報処理組織又は光ディスク若しくはフレキシブルディスクによる請求を

開始

再発行 することに関し、

変更

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の規定に基づき
次のとおりお届けします。

平成 年 月 日

神奈川県国民健康保険団体連合会 御中

開設者 住所

氏名

印

事業所番号												
事業所名称												
事業所所在地	〒 —											
TEL ()												
電子情報処理組織					光ディスク等							
伝送 (インターネット) (事業所) (CSV形式)		伝送 (インターネット) (代理人) (CSV形式)		CD-R (CDFS/CSV形式)			FD3.5インチ MS-DOS/CSV形式			MO3.5インチ (MS-DOS/CSV形式)		
(摘要)							連絡先 担当者名					

作成要領

- 1 この様式は、電子情報処理組織又は光ディスク等(光ディスク若しくはフレキシブルディスクをいう。以下同じ。)による請求を開始、再発行又は変更しようとするとき、事業所の所在する審査支払機関に提出するものとする。
- 2 電子情報処理組織又は光ディスク等を用いた請求を開始、再発行又は変更しようとするときは、その別を○で囲むものとする。
- 3 「事業所番号」、「事業所名」、「電話番号」、「事業所所在地」及び「郵便番号」欄については、指定居宅サービス事業所等指定申請書で届け出た記載内容を記入するものとする。
- 4 「電子情報処理組織」又は「光ディスク等」欄については、伝送又は使用する媒体の種類を○で囲むものとする。
- 5 「電子情報処理組織」欄については、*代理人を通じて請求する場合は、伝送(インターネット)(代理人)を○で囲むものとする。それ以外の場合は、伝送(インターネット)(事業所)を○で囲むものとする。

- *代理人
- ①事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合。
 - ②複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店等が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合。
 - ③複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合。
 - ④介護保険事業所と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う場合。